

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年8月25日

準備書面(24)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎



同

川 島 慶



## 目次

第1	原告ら第49準備書面への反論.....	4
1	原告らの主張.....	4
2	被告の反論.....	4
(1)	①に対する反論.....	4
ア	債務者に対する疎明の要求内容が不合理であること.....	5
イ	科学的専門技術的知見を無視し具体的根拠を示さないまま危険性を認定しており不合理であること.....	6
(2)	②に対する反論.....	7
第2	原告ら第50準備書面への反論.....	9
1	はじめに.....	9
2	「第2の2 判断枠組論」について.....	10
(1)	原告らの主張.....	10
(2)	被告の反論.....	10
3	「第2の3 過酷事故対策」について.....	11
(1)	原告らの主張.....	11
(2)	被告の反論.....	11
ア	①に対する反論.....	11
イ	②に対する反論.....	13
ウ	③に対する反論.....	15
4	「第2の4 耐震性能」について.....	17
(1)	原告らの主張.....	17
(2)	被告の反論.....	17
5	「第2の5 避難計画」について.....	20
(1)	原告らの主張.....	20

(2) 被告の反論.....	21
6 「第3  まとめ」について.....	25
(1) 原告らの主張.....	25
(2) 被告の反論.....	25
ア 浜岡原子力発電所運転差止訴訟控訴審判決（名古屋高裁平成 25年1月30日判決・確定）.....	26
イ 大飯発電所3，4号機運転差止仮処分抗告審決定（大阪高裁 平成26年5月9日決定・確定）.....	27
ウ 高浜発電所3，4号機運転差止仮処分異議審決定（福井地裁 平成27年12月24日決定・確定）.....	28
エ 川内原子力発電所運転差止仮処分抗告審決定（福岡高裁宮崎 支部平成28年4月6日決定・確定）.....	30
オ 玄海原子力発電所3号機MOX燃料使用差止訴訟控訴審判決 （福岡高裁平成28年6月27日判決・確定）.....	33
カ  まとめ.....	35

被告は、本準備書面において、原告らの平成28年3月17日付け第49準備書面及び平成28年6月10日付け第50準備書面に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。また、引用文中の下線は被告による。

## 第1 原告ら第49準備書面への反論

### 1 原告らの主張

原告らは、第49準備書面（大津地方裁判所高浜原発仮処分決定を受けて）において、①大津地裁決定は、伊方最高裁判決に基づく判断枠組みを採り、新規制基準や避難計画について本件原子力発電所の差止めを考える上でも重要な判断を示しており、本件訴訟の審理に当たっても斟酌されるべきである、②「志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」の結論を受け入れない被告には、大津地裁決定のいうように、その「姿勢に非常に不安を覚える」と主張する。

### 2 被告の反論

#### (1) ①に対する反論

原告らは、大津地方裁判所平成28年3月9日決定・判例時報2290号75頁（以下「大津地裁決定」という。）は、「伊方最判アプローチをとったことを明示している。」（原告ら第49準備書面3頁）と主張する。

しかし、大津地裁決定の判断枠組みは、「伊方判決の趣旨をはき違えている」（乙D45：升田純・中央大学法科大学院教授）、「最高裁判例を逸脱している」（乙D50：佐藤歳二弁護士）と指摘されているところであり、以下に述べるとおり、四国電力伊

方発電所原子炉設置許可処分取消訴訟上告審判決（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁。以下「伊方最高裁判決」という。）に沿ったものとは到底いえず、原告らの主張は理由がない。

ア 債務者に対する疎明の要求内容が不合理であること

大津地裁決定は、債務者関西電力に対し、新規制基準の制定過程における重要な議論や、議論を踏まえた改善点、ひいては福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力規制行政の変化について、その道筋や考え方を含めて主張疎明することを要求し、これが尽くされなければ債務者の判断に不合理な点があることが推認される旨判示した（判例時報2290号87頁）。

しかし、平成28年6月9日付け準備書面(22)第3章でも述べたとおり、伊方最高裁判決のように自ら規制基準を制定、適用した行政庁を被告とする原子炉設置許可処分取消訴訟における判決と異なって、大津地裁決定は事業者である関西電力を債務者とする民事差止仮処分における決定であるから、差止めの申立ての対象である高浜発電所の運転に当たって債務者自らが講じている具体的な安全対策を離れて、債務者自らが関与していない、原子力規制委員会における新規制基準の制定過程や、原子力規制行政の変化といった間接事実についてまで債務者に主張疎明を要求し、これが尽くさなければ直ちに債務者の判断に不合理な点があるとする同決定の判断枠組みは、不合理というほかない。

この点、森脇昭夫・名古屋大学名誉教授も、「規制委がどういう考え方で、どのような規制強化をしたかについて、関西電力がちゃんと説明せよと求めているわけだが、基準策定に関わ

っていない関西電力に説明せよというのはお門違いの要求である。そして、最後に裁判官は、関西電力がこの点について疎明を尽くしていない、と非難するが、基準策定に関与していない事業者の説明を要求する裁判所の方が誤っている。今回の仮処分申請は、高浜原発3、4号機を稼働させたら、急迫の危険があるかどうかに関わるもの。だから、極端なことを言えば、規制基準がどのようなものかとは関係なく、高浜原発はこういう地質の土地に立地しており、地震や津波に対して、『止める』『冷やす』『閉じこめる』ために、このような具体的な対策を取っているので、『急迫の危険はない』という疎明をすればいいのだ。」(乙D51の244頁)として、大津地裁決定の不合理性を指摘している。

イ 科学的専門技術的知見を無視し具体的根拠を示さないまま危険性を認定しており不合理であること

伊方最高裁判決は、「原子炉施設の安全性に関する審査は(略)多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。

(略)裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべき」である(判例時報1441号46, 47頁)と判示し、原子力発電所の安全性の判断が科学的、専門技術的知見に基づいてなされるべきことを明示している。

しかし、大津地裁決定は、高浜発電所の安全性に係る争点について、科学的、専門技術的知見を殊更に無視し、専ら「姿勢に非常に不安を覚える」、「ためらわざるを得ない」（判例時報2290号87頁）、「躊躇せざるを得ない」（同88頁）といった抽象的、主観的な危惧感、不安感のみを理由とし、かつ、債務者がどの程度の主張疎明をする必要があって、これに対して債務者が行った主張疎明がいかなる点において不足しているのかを具体的に明らかにすることのないまま、「債務者が主張及び疎明を尽くしていない部分がある」（同89頁）と結論付けており、その不合理性は明らかである。

この点、升田教授も、「裁判所として関電が行うべき安全対策の基準を示さないまま、『主張及び疎明が不十分な状態』だと断じている。これでは関電がどうしていいかわからないだろう。」、「提出された証拠を十分に検討したのかという疑問さえ抱かせる。一つ一つの争点に対して、抽象的な事実を列挙した上で、『説明が足りない』の一言で片づけてしまっている。」

（乙D45）として、大津地裁決定の不合理性を指摘している。

なお、大津地裁決定に対しては、債務者から保全異議の申立てがされたところ、平成28年7月12日、大津地方裁判所において、原決定と同一の裁判長により、原決定と同旨の認可決定がされたことから、同年7月14日、債務者から大阪高等裁判所に対し、保全抗告の申立てがされている。

## (2) ②に対する反論

原告らは、被告が「有識者会合の結論を受け入れない」ことを非難するようであるが（原告ら第49準備書面3頁）、いわゆる敷地内破碎帯有識者会合なるものが法的根拠を欠き、メンバーの

選定について合理性を欠き、かつ、事業者に対する手続保障を欠くものであるなど重大な問題があることはこれまで明らかにしたとおりであり、「事業者の言い分をじっくり聞かない、提示されたデータを活かしていない、後出しジャンケンの結論が誘導されるなど枚挙に遑（いとま）がない。」（乙B119の138頁）と批判されているところである。

そして、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」（以下「本件有識者会合」という。）が作成した評価書（以下「本件評価書」という。）の内容についても、事実誤認、具体的根拠を示さない判断、ピア・レビュー会合におけるレビュアーからの指摘を踏まえない内容等が多数存在するものであって、到底科学的、合理的判断とはいえない上、新規制基準にも則っていないことは、平成28年1月18日付け準備書面(20)、平成28年8月25日付け準備書面(25)で述べたとおりである。

この点、報道等においても、「通常、全ての学術論文がピアレビューの洗礼を受けます。レビュアーからのコメントや質問に、論理的に返答できない場合、その論文は日の目を見ることはありません。科学技術ではない、単なる思い付きメモになります。

（略）志賀原子力発電所に対する有識者報告書は（略）おかしな点が多くあり、ピアレビューでは、多数のコメントがつけました。不思議なことに、これらのコメントに対して、何ら合理的な回答をすることなく、昔書かれたスケッチが活断層に見えるという一点張りで、判断を下しています。つまりピアレビューは、通過しておらず、単なる思い付きメモでしかありません。」（乙A101の57、56頁）、「有識者調査団の評価会合では北電が新たな調査で得たデータや、その分析に基づく見解が十分に考慮されず、

「今となっては確認のしようがない地層の図を根拠にした断層評価は説得力に欠ける」(乙A102)として、本件評価書の内容の不合理性が指摘されている。

そもそも、平成28年6月9日付け準備書面(23)で述べたとおり、本件有識者会合自身が本件評価書において「今後の課題」を示すことで、結局、本件敷地内シームの活動性の判断を原子力規制委員会による新規制基準適合性審査に全て委ねたに過ぎず、原子力規制委員会も、かかる活動性について本件評価書のみでは判断することはできないとしているのであるから、「有識者会合の結論を受け入れない」として被告を非難する原告らの主張は、何ら理由がない。

## 第2 原告ら第50準備書面への反論

### 1 はじめに

原告らは、第50準備書面(大津地裁決定の司法判断について)において、「裁判所におかれては、原告らの第49準備書面での主張を含めて、是非、この決定とそこに現れた裁判所の原発問題に取り組む姿勢を今後の審理、判決の参考にしていただきたい。」(原告ら第50準備書面1, 2頁)と主張する。

しかし、大津地裁決定における、高浜発電所の安全性に係る争点についての当事者双方の主張は、関西電力高浜発電所3, 4号機運転差止仮処分異議審決定(福井地方裁判所平成27年12月24日決定・判例時報2290号29頁。以下「福井地裁異議審決定」という。)における当事者双方の主張とほぼ同一であるところ(大津地裁決定第2の4ないし10及び福井地裁異議審決定第2の3参照)、大津地裁決定は、福井地裁異議審決定のように科学的、専門

技術的知見を踏まえた詳細な判断を行うことのないまま、抽象的、主観的な危惧感、不安感のみを理由として債権者らの人格権侵害の具体的危険性の存在を認定している点において、升田教授からも、「判断の根拠となる事実を実質的に検討すらしていない。元裁判官としては、『手を抜いているな』と感じる。」(乙D45)、「分量だけでなく決定内容や論理構成などを(被告注：福井地裁異議審決定等と)比較しても、原発裁判として想定される水準に達していない。」(乙D52)と評されるところであって、何ら本件訴訟において参考とすべきものではなく、原告らの主張は理由がない。以下、詳述する。

## 2 「第2の2 判断枠組論」について

### (1) 原告らの主張

原告らは、大津地裁決定における主張立証責任の分配は、伊方最高裁判決の判断枠組みを採用することを前提としつつ、福島第一原子力発電所事故後という時代にふさわしく、市民の常識的感覚に適合した判断枠組みであり、同事故後に制定、改正された原子力関連法規の趣旨を正しく踏まえた判断であると主張する(原告ら第50準備書面4, 5頁)。

### (2) 被告の反論

原告らは、福島第一原子力発電所事故の後の原子力関連法規の制定、改正について縷々主張するが、かかる関連法規の制定、改正を前提とした福井地裁異議審決定や九州電力川内原子力発電所運転差止仮処分抗告審決定(福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁。以下「川内抗告審決定」という。)において大津地裁決定のような判断枠組みは採用されておらず、原告らの主張は理由がない。

### 3 「第2の3 過酷事故対策」について

#### (1) 原告らの主張

原告らは、①大津地裁決定は、福島第一原子力発電所事故の原因究明は「今なお道半ば」であって、「津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明」であるのに、「この点に意を払わないのであれば（略）新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える」等の認識を示している、②新規制基準においても、外部電源の耐震重要度はCクラスに留め置かれているところ、同決定は、電源設備について、「このような備えで十分であるとの社会一般の合意が形成されたといつてよいか、躊躇せざるを得ない」と断じている、③原子力発電所関連訴訟において、裁判所は、争点について市民一般の通念が那邊にあるかを探求して結論を出さなければならず、同決定はその点について一つの回答を示したといえりと主張する（原告ら第50準備書面5ないし8頁）。

#### (2) 被告の反論

##### ア ①に対する反論

福島第一原子力発電所事故の原因が津波であることは、平成23年12月に公表された政府事故調中間報告（乙B54）において既に明らかにされており、平成24年に公表された各事故調査委員会の報告書においても、国会事故調報告書（甲B1）を除き、いずれも同事故の原因は津波であるとされている（乙B55ないし57）。さらに、平成26年に公表された原子力規制委員会報告書（乙B34）、日本原子力学会事故調査委員会報告書（乙B33、乙B59）及び日本学術会議分科会報告（乙B60）においても、地震動により重要機器が機能喪失に至った可能性があるとする国会事故調報告書の主張は、詳

細な検討の上で否定され、福島第一原子力発電所事故の原因が津波であることがあらためて確認されている（平成26年12月9日付け準備書面(13)第3章，平成27年10月8日付け準備書面(17)第2章ないし第5章参照）。

したがって、あたかも同事故の原因が解明されていないかのように述べる大津地裁決定の判示は事実誤認というほかない。

この点、奈良林直・北海道大学大学院教授も、「今回の裁判長も規制委・規制庁の検証報告書（被告注：乙B34）をしっかりと読んでいけば、『福島事故の原因究明は道半ば』などと主張できないはずです（略）関西電力は、裁判所にこの報告書も提出したと言っていますが、裁判官は読んでいるとは考えられません。規制委・規制庁の重要な報告書が、国民に知らされていないために『まだ事故原因さえわかっていない』という感情的受け止め先行の状態になってしまっています。国会事故調の主張のために、国民の印象は原因が一つに絞りきれないままになっていて、裁判長の決定が出されているところに根本的、基本的な問題があるのです。」（乙B120の77頁）として、大津地裁決定における事実誤認を指摘している。

そして、平成26年9月24日付け準備書面(11)，平成26年12月9日付け準備書面(12)，準備書面(13)及び平成27年2月26日付け準備書面(14)等で述べたとおり，原子力規制委員会が新規制基準を策定するに当たっては，福島第一原子力発電所事故の原因である津波への対策のみならず，地震，竜巻，火山等による影響を踏まえた対策や重大事故対策も要求している（乙B121）。特に，耐震安全性については，IAEAによる事故調査報告書においても，「（被告注：東京電力福島第一原子

力) 発電所の主要な安全施設が2011年3月11日の地震によって引き起こされた地盤振動の影響を受けたことを示す兆候はない。これは、日本における原子力発電所の耐震設計と建設に対する保守的なアプローチにより、発電所が十分な安全裕度を備えていたためであった。」(乙B62の本文3頁)、「福島第一原子力発電所で起きた事象は、地震による地盤振動に対して日本の原子力発電所が頑強であることを実証した。」(同47頁)と報告されているとおり、新耐震指針に基づく原子力発電所の耐震設計の有効性は国際的にも認められているところ、新規制基準では、新耐震指針を上回る更なる耐震安全性の向上のため、東北地方太平洋沖地震から得られた知見等を反映させた、新たな基準地震動の策定方法が定められている。これらの点からも、新規制基準が津波対策に限定されたものでないことは明らかである。

よって、新規制基準の策定過程について、具体的な根拠を示すこともなく、津波対策以外の対策は全て検討し尽くされたのかは不明であるなどと述べた大津地裁決定の判示は、前提において重大な事実誤認が存する。

#### イ ②に対する反論

高浜発電所の電源設備について、大津地裁決定は、「外部電源に依拠する緊急時の対応方法」(判例時報2290号89頁)に問題があると判示し、緊急時の対応において外部電源に依拠しているとの前提に立っているが、準備書面(13)18頁でも述べたとおり、原子力発電所の安全設計においては、緊急時の対応において外部電源には依拠しない設計となっている(東北地方太平洋沖地震発生時においても、東北・関東地方太平洋沿

岸の各原子力発電所では、いずれも非常用ディーゼル発電機が自動的に起動している。また、同地震後の全国の原子力発電所では、非常用ディーゼル発電機の機能喪失に備え、大容量空冷式発電機の設置や発電機車の配備など重層的な電源確保対策が講じられている。)

この点、田中俊一原子力規制委員会委員長も、平成27年4月23日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、「そもそも論ですけれども、外部電源は、敷地外の他の発電所から送電線や変電所を介して受電するものであります。地震以外にも、テロとかいろいろな人為事象、台風、竜巻等によりその経路上で遮断されるという、停電というのはよく起こります。原子力施設の安全機能に求められるレベルの信頼性という点でいうと、商用電源だけに頼るといことは、その意味でそれだけの信頼性はありません。したがって、異常が発生した場合には、外部電源に頼らず、所内の非常用発電機を駆動して給電することで必要な電源を確保するという考え方をとっております。」

(乙B122の12頁)として、外部電源は原子力発電所外部の様々な要因に影響され、原子力発電所側からは管理できないことから、緊急時の対応において外部電源には依拠していないことを説明している。

したがって、電源設備に関する大津地裁決定の判示には、前提において重大な事実誤認が存する。

また、大津地裁決定は、非常用ディーゼル発電機など緊急時の電源確保対策について、科学的、専門技術的知見を踏まえた検討を十分に行うことのないまま、「社会一般の合意」、「躊躇せざるを得ない」(判例時報2290号88頁)などといっ

た抽象的、主観的な判示を繰り返すにとどまっており、その不合理性は明らかである。一例を挙げれば、同決定は「可動式電源については、地震動の影響を受けることが明らかである。」

(同 88 頁) と断じるが、「明らか」とする根拠は何ら示されていない。

この点、福井地裁異議審決定においては、電源設備について、科学的、専門技術的知見を踏まえた詳細な検討を行った上で、「外部電源の耐震重要度分類が S クラスとされていないことをもって、本件原発の耐震設計に安全上の欠陥があるということとはできない。」「本件原発以外の原子力発電所の定期試験中に非常用ディーゼル発電機の起動に失敗した事例(略)があることが認められるところである。しかし(略)人為的なミス等が生じる可能性があることを理由として、本件原発の耐震設計に安全上の欠陥があるということとはできない。」(判例時報 2290 号 53 頁)、「債務者は、全交流電源喪失という厳しい条件を想定した上で、外部からの支援なしに、約 16 ないし 19 日にわたって燃料体等の冷却を維持でき(略)重大事故対策の実効性を確保するのに必要な設備等が整備されているというのが相当である。」(同 67 頁) と判示されている。

以上に述べたとおり、大津地裁決定における電源設備に係る判示は、前提事実を誤認し、かつ、具体的な根拠が示されていないのであるから、その不合理性は明らかである。

#### ウ ③に対する反論

原告らのいう「市民一般の通念」なるものが、いかなるものを指すか必ずしも判然としないが、本件訴訟における原告らの主張がゼロ・リスクであることの立証を被告に要求するもの

であって、相対的安全性の原則（最高裁判所判例解説民事篇平成4年度418頁ほか）に反しており、採用されるべきものでないことは、準備書面(17)第1章、平成28年1月18日付け準備書面(19)第3章等で述べたとおりである。この点、福井地裁異議審決定や川内抗告審決定も、福島第一原子力発電所事故の後の原子力関連法規の制定、改正を踏まえた上で、「安全とは、当該原子炉施設の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることをいうと解すべきである。」（判例時報2290号35頁）、「抗告人らが主張するような発電用原子炉施設について最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になっているということとはでき」ない（同95頁）と判示しており、原告らの主張は独自の見解というほかない。

そもそも、原子力発電所関連訴訟において、安全性に係る判断が科学的、専門技術的知見に基づいてなされるべきことは伊方最高裁判決の判示するところであり（前記第1の2(1)イ）、大津地裁決定のように抽象的、主観的な危惧感、不安感のみを理由とした判断がなされるべきではない。

この点、科学的、専門技術的知見を無視した判断は、「科学技術に対する素人判断の独断と過誤を招くおそれがある。」（乙D25：南博方・自治研究83巻6号14頁）と指摘されるところである。一例を挙げれば、原告らが平成27年5月18日付け第36準備書面16、17頁で言及する福井地方裁判所平成27年4月14日決定（判例時報2290号13頁）は、債務者関西電力が実施した耐震補強工事について、「配管につい

でもその厚みを増すなどの工事ではなく、配管の支えを補強するなどの工事にとどまっている。」(同24頁)として、耐震安全性を向上させるためには配管の厚みを増す必要があるとの独自の見地に立った判断を示しているが、専門家からは、「そうすると今度は配管の重さが増して配管の震動が強くなり、より破損のリスクが高まってしまう。」(乙B51:宮野廣・法政大学客員教授)、すなわち、上記福井地裁決定の判断にしたがえばかえって耐震安全性が低下するとして、同決定が科学的、専門技術的知見を無視した結果、配管の耐震安全性という重要な争点において、根本的な過誤に陥ったことが指摘されている。

よって、「裁判所は、市民一般の通念が那邊にあるかを探求して、結論を出さなければならない」とする原告らの主張は、民事差止訴訟の審理の対象があくまでも人格権侵害の具体的危険性(地震等の発生可能性のみならず、放射性物質の大量放出に至る具体的経緯や機序を含む。)の有無であることを見誤らせるものであり、理由がない。

#### 4 「第2の4 耐震性能」について

##### (1) 原告らの主張

原告らは、大津地裁決定は、基準地震動の策定に当たり経験式(松田式、耐専式)をそのまま採用することの問題点を指摘した上、債務者が主張する「地域性」が立証されていないとして、債務者の主張を一蹴しており、その判断は、真に的確であると言わなければならないと主張する(原告ら第50準備書面8,9頁)。

##### (2) 被告の反論

高浜発電所の基準地震動に係る争点については福井地裁異議審決定において詳細な検討が行われているところ(判例時報229

0号36ないし47頁), 大津地裁決定は, 福井地裁異議審決定のような科学的, 専門技術的知見を踏まえた検討を十分に行うことのないまま, 「地質内部の調査を外部から徹底的に行ったと評価することは難しい」(判例時報2290号88頁), 「疑問が残るところである」, 「科学的知見として相当であるかはともかくとして」, 「調査の完全性を担保するものであるともいえない」(同89頁) などといった一般的, 抽象的な自然科学の限界論を繰り返すにとどまっており, その不合理性は明らかである。

また, 大津地裁決定は, 基準地震動に係る判断の前提として, 「松田式が想定される地震力のおおむね最大を与えるものであると認めるに十分な資料はない」(判例時報2290号88頁), 「耐専式の与える応答スペクトルが予測される応答スペクトルの最大値に近いものであることを裏付けることができているのか, 疑問が残る」(同89頁) として, あたかも債務者がこれらの関係式を「最大を与えるもの」であると主張したかのように判示するが, そもそも, 基準地震動の策定に当たり, これらの関係式はあくまでも地震動の標準的, 平均的な姿を与えるものとして用いられており, 「最大を与えるもの」として用いられているわけではない。

この点, 田中委員長も, 平成27年4月23日, 衆議院原子力問題調査特別委員会において, 「一般的に世の中で受け入れられている平均的な値を導き出す方法をとることが, それがいけないということではなくて, ただし, そこには, 常に誤差とかいろいろなこと, 不確かさがあります。今, 櫻田部長の方からお答えしました。それから, 三次元の地盤の問題, それから実際の, 地震の起こる深さの問題とか, それから高浜でいえば, 三つの活断層

の連動性の問題、そういったことを全部踏まえまして、それを考慮して、最大になるように評価してやっております。ですから、そういったことを踏まえて、平均値を求める方法がだめだという判断は、私は、科学者としては受け入れがたいと思います。」(乙B122の14頁)として、基準地震動の策定過程において、地震動の標準的、平均的な姿を与える各種の関係式を用いることの科学的合理性を説明している。

よって、基準地震動に関する大津地裁決定の判示には、前提において重大な事実誤認が存する。

この点、福井地裁異議審決定においては、「地震が自然現象である以上、本件基準地震動を上回る地震動が本件原発を襲う可能性を完全に否定することはもとより不可能である。」(判例時報2290号46頁)として、自然科学の限界を十分に認識した上で、「松田式については(略)最新の科学的知見を踏まえても、活断層と地震の規模との関係を示す計算式として信頼性を有しているものと評価するのが相当である。」、「耐専式については(略)平均的な地震動特性を評価するのに適切な評価方法であることが確認されている。」(同42頁)、「震源断層の長さや各種の震源断層に関するパラメータを保守的に設定することによって、平均的・標準的な地震動から乖離する地震動に対応するという方針を採用することにも、一定の合理性があるというべきである。」(同44頁)等の科学的、専門技術的知見を踏まえた詳細な判断を行った上で、結論として、「債権者らの主張を踏まえても、債務者が新規制基準下で策定した本件基準地震動を不合理であるということとはでき」ず(同46頁)、「一般論として地震予知に限界があることや過去のデータが限られているといったことをもって、本件基

準地震動を前提に本件原発の耐震安全性を評価することの合理性を否定することは相当でないというべきである。」(同43頁)と判示されている。

また、川内抗告審決定においても、「地震、津波や火山の噴火といった自然現象の予測における科学的、技術的手法には必然的に限界が存する」(判例時報2290号94頁)として、自然科学の限界を十分に認識した上で、「抗告人らは、既往地震の平均像を基に耐震設計をするのでは、原子力発電所の安全性は到底確保することができないと主張するが(略)基準地震動の策定において経験式を用いる場合には、当該経験式の適用範囲を十分に検討するとともに、経験式が有するばらつきをも考慮すべきであることが、新規制基準の下における地震ガイドにも記載されているところであって、新規制基準が既往地震の平均像を基にした耐震設計で足りるとするものでないことは、その内容からして明らかである。」(同101, 102頁), 「(被告注:松田式, 耐専式は)平均像を求める経験式としての有用性が一般的に承認されているものであって、これらの経験式を用いつつも、経験式としての限界を踏まえた上で、最新の科学的技術的知見を踏まえ、十分な調査に基づいて、震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の特性を考慮して、地震動を評価することが(略)不合理ということはいできない。」(同104頁)と判示されている。

よって、大津地裁決定における基準地震動に係る判示が真に的確であるとする原告らの主張は、理由がない。

## 5 「第2の5 避難計画」について

### (1) 原告らの主張

原告らは、大津地裁決定は、「国家主導での具体的で可視的な

避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生している」と述べており、これは、第1層から第5層までの安全確保について各層が独立して対策が取られなければならないという国際的な基準に則り、大多数の市民の意思にも合致する極めて正当な判断であると主張する（原告ら第50準備書面9，10頁）。

## (2) 被告の反論

そもそも、大津地裁決定は、原子力防災対策（避難計画）について、「避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれる」、「信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか。このような状況を踏まえるならば、債務者には（略）避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要があり、その点に不合理な点がないかを（略）主張及び疎明する必要があるものと思料する。」（判例時報2290号89頁）などといったきわめて抽象的、主観的な危惧感、不安感を述べるのみであり、具体的にいかなる原子力防災対策が必要とされるのかを何ら明らかにすることのないまま、「その点に不合理な点がないか（略）主張及び疎明は尽くされていない」（同89頁）と結論付けた同決定は、明らかに不合理である。

また、大津地裁決定は、原子力防災対策について「地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要」（判例時報2290号89頁）と判示し、あたかも国が原子力防災対策について地方公共団体に委ねるのみであるかのような前提に立っている。

しかし、準備書面(11)第3の12、準備書面(14)第4章及び第5章第2等で述べたとおり、避難計画を含む原子力防災対策については、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針等に規定されているところ、福島第一原子力発電所事故を契機として大きく制度枠組みが見直されており、単に地方公共団体に委ねられているのではなく、国が制度設計、原子力災害対策指針の策定、広域調整等において、まさに主導的役割を果たしている。

この点、田中委員長は、平成28年3月3日、参議院予算委員会において、「(被告注：福島第一原子力発電所事故) 当時の防災指針と現在の原子力規制委員会が作成した防災指針とは考え方が大きく異なっております。(略) 現在の原子力災害対策指針では、この作成に当たりましては、私ども、福島第一の今回の事故の教訓を十分に踏まえて、住民の被曝線量をできるだけ少なくするという、それから、今回の大きな教訓であります、避難に伴って放射線被曝による以外のことで多くの犠牲者を出したというようなこともありますので、そういったことを踏まえて新たな指針を作っております。今後、そういったものを十分に訓練を重ねて、十分機能するようしていくことが大事だというふうに認識しております。」(乙B123の44頁)として、福島第一原子力発電所事故を踏まえた、原子力防災対策の一層の強化について説明している。

また、原子力防災対策については、原子力規制委員会以外の国の関係機関も多岐にわたるところ、その一例として自衛隊を挙げれば、平成27年4月23日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、九州電力川内原子力発電所の再稼働に伴う原子力防災対策についての質問に対し、笠原防衛省大臣官房審議官は、「鹿

児島県の川内原発において原子力事故が発生した場合の自衛隊の対応についてであります。原子力施設内で放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じた施設敷地緊急事態となった場合には、自衛隊法第八十三条に基づきまして、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受けて、防衛大臣等が災害派遣命令を下令し、派遣部隊は関係機関と協力して住民避難、緊急物資輸送等を行うこととしております。さらに、事態が悪化をいたしまして放射性物質が外部に放出されるなどの全面緊急事態となった場合には、原子力災害対策本部長、これは内閣総理大臣であります。防衛大臣に対して部隊等の派遣を要請することとなり、これを受けて、自衛隊法第八十三条の三に基づきまして、防衛大臣が原子力災害派遣命令を下令し、派遣部隊は関係機関と協力をして、住民避難、緊急物資輸送に加え、搜索救助、避難住民の除染、スクリーニング等も行うこととしております。防衛省・自衛隊といたしましては、今後も、原子力災害に迅速かつ適切に対応するため、政府や自治体の原子力防災訓練に参加するなど、関係機関との連携を深め、対処能力の向上に努めてまいります。」(乙B122の4頁)として、自衛隊法に基づく取組みを説明している。

そして、国全体の取組みについて、安倍晋三内閣総理大臣は、平成27年6月16日、参議院経済産業委員会において、「原発立地地域の関係自治体が国に対して求めているのは、国の機関が第三者的にチェックや審査を行うのではなく、避難計画の策定について、国の関係省庁が積極的に関わり、その具体化や充実化に関係自治体と一体となって取り組んでいくことでもあります。このため、安倍政権になって、避難計画の策定を自治体任せにはせず、政府が積極的に前に出ていくことにいたしました。この三月末に

は、災害対策基本法に基づく法定計画である防災基本計画に国の関与、支援を位置付け、法的にも国の責任を具体化、明確化したところでありまして、具体的には、原発所在地域ごとに関係省庁や関係自治体が参加した地域原子力防災協議会を設置し、国と自治体が一体となって避難計画、地域防災計画の充実強化を進め、その上で、地域原子力防災協議会で避難計画、地域防災計画が IAEA の国際基準や原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針などに沿った具体的で合理的なものであることを詳細に確認し、総理大臣である私が議長を務める原子力防災会議で国として了承する。さらに、住民や関係機関が参加した訓練から得られた反省点について協議会で検討した上で避難計画等を改善強化することとしています。」(乙 B 1 2 4 の 4 頁) と説明している。

したがって、あたかも国が原子力防災対策について地方公共団体に委ねるのみであるかのような前提に立った大津地裁決定の判示は、原子力災害対策特別措置法や自衛隊法をはじめとする関係法令の内容を何ら理解せずになされたものであって、重要な前提事実を誤認している。

また、原告らは、「新規制基準では、第 5 層の避難計画が規制対象から外されてしまった。」ことを理由に、新規制基準は「原子力基本法や原子力規制委員会設置法に抵触する違法な基準である」(原告ら第 5 0 準備書面 1 0 頁) と主張するが、かかる主張が一種の立法論を述べるものに過ぎず、民事差止訴訟における主張として失当であることは、準備書面(11) 4 3 頁で述べたとおりである。

この点、川内抗告審決定においても、IAEA の安全基準等について検討が行われた上で、「抗告人らは、新規制基準は第 5 層

の深層防護を欠いている旨主張する。(略)もとより、防災対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは、立法政策に属する事柄であるところ、原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法等に基づく防災対策が有効かつ適切に機能する限りにおいて、上記のような立法政策が、深層防護の観点からも、不合理であるということとはできず、そのような立法政策がとられたからといって、直ちに確立された国際的な基準を満たさないということもできない。以上のとおりであるから、この点に関する原告人らの主張も、採用することができない。」(判例時報2290号121, 122頁)と判示されている。

よって、大津地裁決定における原子力防災対策に係る判示が正当な判断であるとする原告らの主張は、理由がない。

## 6 「第3 まとめ」について

### (1) 原告らの主張

原告らは、大津地裁決定は司法の存在意義を示したものであり、本件訴訟においても、同決定の趣旨を踏まえ適正な判断をされるよう求めると主張する(原告ら第50準備書面10, 11頁)。

### (2) 被告の反論

原告らは、本件訴訟において、再三、「福島第一原発事故後の原発訴訟におけるあるべき新たな司法判断の枠組み」(原告ら第36準備書面1頁)、『福島第一原発事故後』という時代にふさわしく、市民の常識的感覚に適合した判断枠組み」(原告ら第50準備書面5頁)なるものを強調し、本件訴訟においても、福井地方裁判所平成26年5月21日判決や大津地裁決定が参考とされるべきであると主張する。

そこで、以下、福島第一原子力発電所事故の後に下された、近

時の原子力発電所の運転差止訴訟等に係る主要な裁判例（いずれも確定）の概要を順に述べ、原告らの主張は理由がないことを明らかにする。

ア 浜岡原子力発電所運転差止訴訟控訴審判決（名古屋高裁平成25年1月30日判決・確定）

本判決は、控訴人（第一審原告）が、被控訴人（同被告）中部電力に対し、人格権に基づき、浜岡原子力発電所3ないし5号機を運転することの差止めを請求したところ、請求を棄却する原判決（乙D30：名古屋地方裁判所平成24年9月11日判決・公刊物未登載）がされたことから、原告がこれに対する控訴を提起した事案における判決である（乙D31：名古屋高等裁判所平成25年1月30日判決・公刊物未登載）。

本判決は、被控訴人中部電力が、平成23年5月以降、同発電所の運転を停止していることを踏まえ、「（被告注：被控訴人中部電力は）現時点では本件各原子炉を停止しているのであって、点検及び安全対策を講じるなどして将来の本件各原子炉の運転再開を目指していることは認められるが、運転再開の具体的な目処が定まっているとは認められないから、現時点において、本件各原子炉のいずれかが再稼働される蓋然性があるとは認められず、また、本件各原子炉を再稼働するための条件や環境の整備及びこれらを前提とした場合の被控訴人による安全対策の内容は具体的に予測し得るものとはなっておらず、しかるときは、近い将来に本件各原子炉が再稼働されることを前提として、上記安全対策に問題があり、そのために上記危険が切迫しているかどうか自体を判断し得る段階にも至っていないというべきであるから、本件各原子炉の再稼働の差止めを根拠づ

けうる程度に、原告の生命、身体及び健康に被害が生じる危険が具体化しているとは認められない。」(乙D31の4頁)と判示し、控訴を棄却した。

本判決は、平成25年4月3日、上告却下決定により確定している(乙D53)。

イ 大飯発電所3,4号機運転差止仮処分抗告審決定(大阪高裁平成26年5月9日決定・確定)

本決定は、抗告人(原審債権者)らが、相手方(同債務者)関西電力に対し、人格権及び環境権に基づき、大飯発電所3,4号機を運転することの差止めを申し立てたところ、申立てを却下する原決定(乙D12:大阪地方裁判所平成25年4月16日決定・判例時報2193号44頁)がされたことから、債権者らがこれに対する保全抗告を申し立てた事案における決定である(乙D11:大阪高等裁判所平成26年5月9日決定・公刊物未登載)。

本決定は、平成24年の原子力規制委員会設置法制定や同25年の新規制基準制定を踏まえ、「現在停止している本件発電所の再稼働の差止めを求める仮処分命令は、その保全の必要性が疎明されなければならないところ、再稼働が差し迫っているという事情が明らかでなければ、その保全の必要性が疎明されたものとはいえない」というべきである。」(乙D11の8頁)、

「原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の結論が出される前に、今後出される結論には相当性がなく、本件発電所の安全な再稼働の確保ができないことは明らかであるとして、裁判所において、上記の保全の必要性を肯定する判断をすることは相当とはいえない。」(同10頁)と判示して、申立てを却下

した。

本決定と同旨の判断を行った仮処分決定として、大津地方裁判所平成26年11月27日決定（甲D2，確定。公刊物未登載），福井地方裁判所平成27年12月24日決定（乙D32，確定。判例時報2290号73頁）がある。

ウ 高浜発電所3，4号機運転差止仮処分異議審決定（福井地裁平成27年12月24日決定・確定）

本決定は、債権者らが、債務者関西電力に対し、人格権及び環境権に基づき、高浜発電所3，4号機を運転することの差止めを申し立てたところ、申立てを認容する原決定（甲D4：福井地方裁判所平成27年4月14日決定・判例時報2290号13頁。関西電力大飯発電所3，4号機に係る福井地方裁判所平成26年5月21日判決・判例時報2228号72頁（甲D1。請求認容，控訴）とほぼ同旨。）がされたことから、債務者がこれに対する保全異議を申し立てた事案における決定である（乙D27：福井地方裁判所平成27年12月24日決定・判例時報2290号29頁）。

本決定は、「発電用原子炉施設の安全性に係る審査の特質に鑑みれば、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるか否かについて、裁判所は、その安全性に関する原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理・判断するのが相当である。（略）そして、科学技術を利用した発電用原子炉施設については、災害発生の危険が絶対がないという『絶対的安全性』を想定することはできないものであって、何らかの程度の事故発生等の危険性は常に存在するといわざるを得ないのであるから、絶対的安全性を要求することは相当では

ない。(略) ここでいう安全とは、当該原子炉施設の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることをいうと解すべきである。」(判例時報 2290号 35頁) と判示し、伊方最高裁判決を踏まえた相対的安全性の考え方を採用した上で、新規制基準及び同適合性審査について、「本件原発においては、債権者らが主張する危険性(本件原発の燃料体等の損傷ないし溶融に結び付く危険性)については、社会通念上無視し得る程度にまで管理されているというべきである。」(略) 以上に対し、原子力規制委員会の田中俊一委員長は、平成26年7月16日、川内原発の安全審査について記者会見した際、原子力規制委員会の審査について『適合性を見る審査であって、ゼロリスクの安全を確保する審査ではない』との理解に立ち、かつ、『一般論として、技術ですから、これで人事で全部尽くしていますと、対策も尽くしていますということは言い切れませんよということです。』と発言したことが認められるが、これは、原子力規制委員会が新規制基準への適合性を認めたことは絶対的安全性を認めたことを意味するものではなく、安全対策に終わりはないという理解を明らかにしたものと解されるのであって、新規制基準に適合しても原子力発電所の安全性は確保されないことを認めたものとはいえないというべきであるから、上記発言を根拠に、新規制基準の内容や調査審議及び判断の過程等の不合理性を基礎付けることはできない。」(同 71, 72頁) と判示して原決定を取り消し、債権者らの申立てを却下した。

エ 川内原子力発電所運転差止仮処分抗告審決定（福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・確定）

本決定は、抗告人（原審債権者）らが、相手方（同債務者）九州電力に対し、人格権及び環境権に基づき、川内原子力発電所1，2号機を運転することの差止めを申し立てたところ、申立てを却下する原決定（甲D3：鹿児島地方裁判所平成27年4月22日決定・判例時報2290号147頁）がされたことから、債権者らがこれに対する保全抗告を申し立てた事案における決定である（福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁）。

本決定は、まず、「抗告人らは、発電用原子炉施設に求められる安全性は、福島第一原発事故のような過酷事故を絶対に起こしてはならないという絶対的な安全性に準じる極めて高度な安全性であり、人格権に基づく発電用原子炉施設の運転の差止めの要件となる具体的危険の内容は、福島第一原発事故のような重大な災害、過酷事故が万が一にも起こらないようにするための高度な安全性に欠ける点があることと解すべきであり、その具体的危険の程度は、相当程度低いものであったとしても、その可能性があれば足り、重大な災害、過酷事故が発生する可能性、危険性が否定できないものであれば足りるというべきである旨、また、その安全性の判断においては、『社会通念』という基準を持ち込むべきではなく、行政庁の専門的技術的裁量を尊重する必要はなく、科学的に不確かな事柄である過酷事故発生確率論的な可能性について、そのリスクを安全とみるか非安全とみるかという価値的判断によるべきであると主張する。しかしながら、人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原

子炉施設の運転等の差止請求においても、当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち、社会通念を基準として判断すべきであることは、前記のとおりである。」(判例時報 2290号 97頁) と判示して、「絶対的な安全性に準じる極めて高度な安全性」が判断基準とされるべきであるとする抗告人らの主張には理由がない旨判示した。

また、本決定は、「被告事業者の設置、運転等する発電用原子炉施設が原子炉等規制法に基づく設置の変更の許可や工事の計画の認可等を通じて原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものである上、前記のとおり、原子力規制委員会が原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命される委員長及び委員により構成され、委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされていることにも鑑みると、被告事業者は、当該具体的な審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証（保全処分の申立てにあっては債務者事業者において主張、疎明）すれば足りるというべきである。(略)

具体的危険の有無についての主張，疎明について上記のように解した場合，その限りにおいて，裁判所の審理判断は，原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準の設定に不合理な点がないか否か，及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか否かないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落がないか否かという観点から行われることになるが，これは，裁判制度に内在する制約というべきである。」

（判例時報 2290号 96頁）と判示して，民事差止仮処分や民事差止訴訟においても，新規制基準及び同適合性審査が重要な判断基準となることを明らかにした。

本決定については，判例時報掲載の解説において，「原発稼働の安全性と司法審査との関係については、伊方原発の原子炉設置許可処分の取消訴訟の最高裁判決（最一判平4・10・29民集四六・七・一一七四、本誌一一四一・三七）が原子炉施設の安全性に関する審査が多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的な判断が必要である等とし、行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである等とし、主張・立証責任の所在・内容、司法審査の対象、判断のあり方等を明らかにしている。」，「本決定は（略）各争点、その前提となる論点について、原子炉等規制法等の法令の内容、福島第一原発事故後の改正の内容・経過、新規制基準の内容・策定の経過、原子力規制委員会による新規制基準への適合性の判断の内容・過程等を詳細に検討した上、前記最高裁の判例の趣旨・内容に沿って、高度な科学的、技術的知見が必要な行政庁の判断に関する司法審査のあり方、原発

の周辺住民による原発稼働差止めに係る訴訟、仮処分における司法審査のあり方・主張・立証（疎明）責任の所在・内容、判断基準を明確にし、新規制基準が不合理ではなく、原子力規制委員会の新規制基準への適合性の判断が不合理ではない等を説示し、個々の論点につき詳細かつ具体的に判断を示したものである。本決定は、福島第一原発事故後の原発差止めの仮処分事件に関する決定としては、初めての高裁の決定であるだけでなく、その内容に照らし、原子炉等規制法等の法令の解釈、最高裁の判例に沿い、民事の仮の地位を定める仮処分事件につき最高裁の判例を具体化、明確化した参考になる重要な判断を示したものである」ということができ」（判例時報 2290号 91頁）として、その重要性が指摘されている。

オ 玄海原子力発電所 3 号機 MOX 燃料使用差止訴訟控訴審判決  
（福岡高裁平成 28 年 6 月 27 日判決・確定）

本判決は、控訴人（第一審原告）らが、被控訴人（同被告）九州電力に対し、人格権及び環境権に基づき、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX 燃料）を使用して玄海原子力発電所 3 号機を運転することの差止めを請求したところ、請求を棄却する原判決（乙 D 10：佐賀地方裁判所平成 27 年 3 月 20 日判決・公刊物未登載）がされたことから、原告らがこれに対する控訴を提起した事案における判決である（乙 D 54：福岡高等裁判所平成 28 年 6 月 27 日判決・公刊物未登載）。

本判決は、福島第一原子力発電所事故の後の原子力発電所の民事差止訴訟において、安全対策について具体的な判断を行った初めての高裁の確定判決として重要な意義を有する。

本判決は、「控訴人らは、『本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる』とした原判決の判示が不当である旨主張する。しかし、原子炉が原判決説示に係る危険性を有することに鑑み、本件各安全審査がなされた当時において、原子炉等規制法は、原子炉設置・増設の許可基準として、『原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。』（同法24条1項4号、26条4項）と規定するなど、災害の防止を原子炉の設置・増設、運転上の重要な課題とし、これを確保するため、核燃料物質及び原子炉に関する規制並びに原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保に関する規制は原子力安全委員会が所掌するものとして、その規制に専門的な知見と検討結果が反映される制度が採られ（平成24年法律第47号による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法13条、16条、17条等）、原子力安全委員会の関与の下に学識経験者等の専門家により原子炉施設の安全性を確保するに足りるものとして策定された安全設計審査指針、安全評価審査指針、耐震設計審査指針等の審査指針等に基づいて原子炉施設の設置、運転の許否を審査するものとされていた。そして、原判決説示のとおり、玄海原発3号機について行われた本件各安全審査においては、主務大臣（経済産業大臣）及び原子

力安全委員会によって、平常時のみならず、異常時においても、一般公衆及び従業員に対して放射線障害を与えず、かつ、万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることを基本方針とし、本件訴訟の争点との関係では、燃料設計に関する審査及び使用済燃料ピットの設計に関する審査が行われている。以上によれば、『本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準（中略）が満たされていることが確認された場合には、被控訴人は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる』とした原判決の判示は相当であるから、控訴人らの主張は採用することができない。」（乙D54の9，10頁）と判示し、控訴人らの控訴を棄却した。

#### カ まとめ

以上に述べたとおり、福島第一原子力発電所事故の後に下された原子力発電所の運転差止訴訟等に係る裁判例は多数に上るところ、まず、名古屋高等裁判所平成25年1月30日判決（前記ア）は、当該原子力発電所の運転再開の具体的な目処や運転再開に当たり講じられる安全対策の内容が確定していない段階においては人格権侵害の危険が具体化しているとは認められないと判示しており、また、大阪高等裁判所平成26年5月9日決定（前記イ）等は、安全対策の内容に係る新規制基準適合性審査の結論が出される前の段階においては民事保全法23条2項の要件（急迫の危険）を欠く旨判示している。

そして、具体的な安全対策の内容の確定を前提とした上での原子力発電所の安全性の判断枠組みについて、福井地方裁判

所平成27年12月24日決定（前記ウ），福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定（前記エ），福岡高等裁判所平成28年6月27日判決（前記オ）はいずれも，伊方最高裁判決における安全性の判断枠組みに沿って，原子力規制委員会による新規制基準や同適合性審査等の科学的，専門技術的知見を踏まえた判断を行っている。

これに対し，原告らが「福島第一原発事故後の原発訴訟におけるあるべき新たな司法判断の枠組み」に沿ったものであり本件訴訟において参考とすべきであると主張する福井地方裁判所平成26年5月21日判決（甲D1。控訴審係属中），福井地方裁判所平成27年4月14日決定（甲D4。前記ウの異議審決定により取消），大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲D5。抗告審係属中）はいずれも，原子力発電所の安全確保対策の体系を正しく理解していないことによる事実誤認を多数含むものであって（乙B125ないし127），何ら本件訴訟において参考とされるべきものではない。この点，升田教授も，上記福井地裁決定や大津地裁決定について，「決定文の論理構成も不十分だ。」，「原発裁判として想定される水準に達していない。」（乙D52）と指摘しているところである。

よって，原告らの主張する，「福島第一原発事故後の原発訴訟におけるあるべき新たな司法判断の枠組み」なるものが本件訴訟において採用される余地はない。

以上